

第5回 生命科学・医学系研究等
における個人情報の取扱
い等に関する合同会議

資料3

令和4年6月2日

令和5年4月施行に向けた今後の予定 (案)

検討の進め方（案）

- 本年秋ごろには、パブリックコメントを実施する必要があることから、引き続き、合同会議の委員から構成するタスク・フォースを開催し調査・検討を行いつつ、合同会議においても検討を行う。

令和4年秋頃まで	：タスク・フォース2回程度、合同会議1回程度
令和4年秋頃	：パブリック・コメント
令和4年冬頃	：合同会議1～2回
令和5年1～2月	：告示

「参考資料2：生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議の開催について」抜粋

2. 運営方法

(2) タスク・フォースの開催について

- ・特定の事項を調査・検討するため、合同会議の委員から構成されるタスク・フォースを開催することができる。
- ・タスク・フォースの委員及びタスク・フォースの座長は、合同会議の座長が指名する。タスク・フォースの座長は、調査・検討の経過及び結果を合同会議に報告するものとする。

(3) 議事及び会議資料の公開について

- ・合同会議の議事及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、議事及び会議資料を非公開とすることが適当であると合同会議が認める案件を調査審議する場合は、非公開とする。
- ・タスク・フォースを開催する場合、その議事は率直かつ自由な意見交換を確保するため原則として非公開とし、会議資料及び議事概要を会議後速やかに公表する。ただし、タスク・フォース座長が特に必要と認めるときは、会議資料及び議事概要の一部を公表しないものとする。

今後の予定

令和4年6月2日	第5回合同会議
令和4年秋頃まで	タスク・フォース2回程度、合同会議1回程度
令和4年秋頃	パブリック・コメント
令和4年冬頃	合同会議1～2回
令和5年1～2月	改正指針の告示 (ガイダンスについてもすみやかに作成・公表)
令和5年4月1日	改正指針の施行 (地方公共団体に関する改正個人情報法の施行)